

千葉市保健所医療機器等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 千葉市保健所で使用する医療機器及び試験・検査機器等（以下「医療機器等」という。）の円滑な調達を図るため、千葉市保健所医療機器等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、千葉市保健所で調達する1件当たり10万円以上の医療機器等の機種及び数量を検討する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健所長
- (2) 保健所次長
- (3) 千葉市保健所規則（昭和63年千葉市規則第19号）第3条の表に掲げる課の課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健所長、副委員長は保健所次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員会の会議に関係者を出席させて説明させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健所総務課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。